

【特定の相続人に全ての財産を相続させたい場合の遺言】

遺 言 書

遺言者は、遺言者の有する不動産、預貯金、株式、国債、現金、動産その他一切の財産を、  
長男〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

署名 〇 〇 〇 〇 印



弁護士・中小企業診断士 上村康之

<mailto:info@kunugi-law.com>

電話：03-6458-3845

遺言書の作成につきお困りの方は、お気軽にくぬぎ経営法律事務所にご相談いただければ幸いです。